改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行

対象期間:

2022年度(2022年10月~2023年9月)

派遣労働者数 17人 (1日平均)

派遣先数 11社

マージン率 35.5%

教育訓練に関する

事項

派遣就業の前に、安全衛生教育 業務内容に応じて、技術訓練の実施

労働者派遣に関 30,960 円 (1日8時間あたり換算)

する料金額

労働者派遣に関 19,950 円 (1日8時間あたり換算)

する賃金額

福利厚生

各種社会保険加入 健康管理支援

保養所利用 (東京都情報サービス産業健康保険組合運営) (全国情報サービス産業厚生年金基金運営)

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- 有給休暇、慶弔等の特別休暇費用
- ・資格取得支援および教育研修費用
- ・営業、管理、採用等、事業運営にあたる人件費
- ・賃借料、広告費、通信費等の諸費用